契　約　書　別　紙

○　担当者

氏　　名　　（ＴＥＬ　９６２－４１３０）

○　料　金

お支払いいただく料金は下記のとおりです

※介護保険料の滞納等により、一旦利用料金をお支払いただく場合があります。その場合は、当センターで発行したサービス提供証明書を後日市町村窓口に提出し、お支払いいただいた料金の払い戻しを受けることができます。

※支払い方法：料金が発生する場合は、毎月１０日までに前月分の請求をいたしますので２０日以内にお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払いの方法は、原則として口座引落をお願いします。

①利用料金（１ヶ月）

	１ヶ月あたりの利用料金	１ヶ月あたりの自己負担
要介護区分１～２	１０，４２０円	無　　料 （介護保険適用時）
要介護区分３～５	１３，５３０円	
特定事業所加算Ⅱ※1	４，０００円	
特定事業所加算Ⅳ※2	４，０００円	

※1　当事業所は、国の定める特定事業所加算Ⅱの基準を満たしており、当該加算定します。

※2　前々年度の３月から前年度の２月までの間において下記に記す退院・退所加算（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）の算定に係る医療機関等との連携の回数の合計が、３５回以上あると共に同期間においてターミナルケアマネジメンと加算を５回以上算定した場合は、特別事業所加算Ⅳも併せて算定します。

②算定要件の発生毎に加算される料金

加算項目	１回当たりの料金	１回当たりの自己負担
初回加算	３，０００円	無　　料 （介護保険適用時）
入院時情報連携加算Ⅰ	２，０００円	
入院時情報連携加算Ⅱ	１，０００円	
退院･退所加算　（Ⅰ） カンファレンス参加　無	４，５００円	
退院･退所加算　（Ⅰ） カンファレンス参加　有	６，０００円	

退院･退所加算　(Ⅱ) カンファレンス参加　無	６，０００円	無　　料 （介護保険適用時）
退院･退所加算　(Ⅱ) カンファレンス参加　有	７，５００円	
退院･退所加算　(Ⅲ) カンファレンス参加　有	９，０００円	
緊急時等居宅 カンファレンス加算	２，０００円	
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	３，０００円	）
複合型サービス事業所連携加算	３，０００円	
ターミナルマネジメント加算	３，０００円	

※　初回加算は、新規に居宅サービス計画する利用者や要介護状態区分が２段階以上変更となった利用者に対し居宅介護支援を行った場合に、算定されます。

※　入院時情報連携加算Ⅰは、当該利用者が病院又は診療所に入院してから３日以内に、利用者に関する必要な情報の提供を行った場合に、算定されます。

※　入院時情報連携加算Ⅱは、当該利用者が病院又は診療所に入院してから７日以内に、利用者に関する必要な情報の提供を行った場合に、算定されます。

※　退院･退所加算は、医療機関や地域密着型介護老人福祉施設･介護保険施設から、退院・退所にあたって、医療機関等の職員と面談・会議（カンファレンス）を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に、算定されます。
「退院・退所加算Ⅲ」を算定できるのは、そのうち１回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行なった上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合に、算定されます。（入院又は入所期間中につき１回を限度とし、初回加算が算定された場合は算定されません。）

※　緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンフアレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合、算定されます。
（月２回を限度として算定されます。）

※　小規模多機能型居宅介護事業所連携加算は、小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際、利用者にかかる必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス計画等に協力した場合、算定されます。(利用開始日前６月以内に当該事業所を利用し本加算を算定している場合は算定できません。)

※　複合型サービス事業所連携加算は、利用者が指定複合型サービスの利用を開始する際に、当該利用者にかかる必要情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス等に協力した場合、算定されます。(利用開始日前６月以内に当該利用者が当該事業所を利用し、本加算を算定している場合算定されません。)

※　ターミナルマネジメント加算は、末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

24 時間連絡が取れる体制を確保し、利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合に算定さます。

③減算　　別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合

（ア）特定事業所集中減算　　２，０００円／月

（イ）運営基準減算

区分	状況	要介護１．２．３．４．５
Ⅰ	減算要件に該当した場合	所定単位数の１００分の５０を算定
Ⅱ	上記の減算が二ヶ月以上継続している場合	所定単位数は算定しない

※特定事業所集中減算

□居宅介護支援事業所において正当な理由なく前六月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、認知症対応通所介護の提供総数のうち同一の事業者によって提供されたものの占める割合が８０％を超えている場合。

※運営基準減算

□指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号（これからの規定を同条第十五号において準用する場合を含む）に定める規定に適合していないこと。具体的には、アセスメント、サービス担当者会議、ケアプランの作成、モニタリングの実施と記録が行われていないなど。

④解約料

利用者は、いつでも契約する事ができ一切料金はかかりません。

⑤交通費

サービスを提供する対象地域：郡山市内全域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費をお支払いいただきます。（郡山市との境界地点から道のりで往復㌔ 20 円）

⑥要介護認定の申請代行

無　　料

⑦サービス実施記録の複写物の交付料

無　　料

○　相談、要望、苦情等の窓口

当居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口

電　話：　０２４－９６２－４１３０

担　当：　介護支援専門員　橋本真摘・伊藤幸子・木戸三代子
荒川直子・松岡和美

受付時間：月～金曜日　　８時３０分～１７時３０分）

（土・日及びお盆休み 8/14～8/16・年末年始 12/30～1/3）
但し、緊急のご相談はいつでも対応します。

【事　業　者】

《事業者名》　　富田介護保険センター（福島県 0770301042 号）

《住　　所》　　福島県郡山市上亀田 21 番地の５

《管理者》　　伊　藤　　幸　子　　印

【利　用　者】

上記の内容について説明を受け、了承しました。

年　　月　　日

《利用者》氏名　　印

《代理人》氏名　　印